

商業情報発信支援事業業務委託仕様書

1. 件名

商業情報発信支援事業業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)

【フォトコンテスト実施期間(予定)】

○令和6年12月6日(金)から令和7年2月24日(月・祝)まで

3. 履行場所

飯塚市 外 地内

4. 事業の概要及び目的

(1) 概要

大学生を中心とした SNS(デジタル化)の使用に慣れた世代に飯塚の店舗の魅力や商品の情報を発信してもらうことにより、飯塚市の認知度・魅力度向上と共に消費拡大を図る。Instagram 上における「#飯塚市」の絶対数を増加させるため、SNS で情報発信を行ってくれた大学生等の利用者に対し、割引等追加サービスを与える。

(2) 目的

上記イベントにより、普段身近にあるが知らなかった市内店舗の魅力を体感し、市外への消費流出を防ぎ、新たな消費を呼び込むことで地域経済の活性化を図る。

そのことにより、協力店舗が情報発信の重要性を認識し、店舗自らも情報発信を積極的に行うようになることで、さらなる消費拡大に繋げられるサイクルを創出するもの。

5. 業務内容

いづつか Pay 加盟店(学生が選定済:30 店舗)を掲載したクーポンブックを作成し、市内 3 大学に在籍する大学生に広く配布すること。Instagram において「#飯塚市」の絶対数を増加させること。(「#飯塚市」の増加目標数:1 万)クーポンの内容は受託者が掲載店舗と協議の上決定すること。また、市内周遊の促進と地域経済の活性化につながるよう、多岐に渡るジャンル(飲食・雑貨等)の店舗を掲載すること。

以下の前提条件①～③を踏まえた上で企画すること。

<前提条件>

① 対象者

大学生を中心とした SNS 活用世代を対象とする。

② 全体のスケジュール

令和6年10月下旬	掲載店舗取材、クーポンブック作成開始
令和6年12月5日(木)	クーポンブック配布完了
令和6年12月6日(金)	フォトコンテスト開始・ 参加者へのクーポンサービス開始
令和7年2月24日(月・祝)	フォトコンテスト終了、集計スタート
令和7年2月28日(金)	コンテスト入賞者発表
令和7年3月中旬	賞品発送
令和7年3月末	参加者分析、アンケート集計、実績報告

③ 利用 SNS ツール

Instagram(インスタグラム)

(1) イベント全体について

- ① 使用 SNS ツールは、Instagram のみとすること。
- ② 本事業による情報発信力効果を正確に測るため、投稿時のハッシュタグワードは、「#飯塚市」「#訪れた店舗名」を確実に入れる他、一度も使用されていない飯塚市ならではのワードを一つ設定し投稿数を計測すること。
- ③ 2月24日のコンテスト終了後に、「いいね」を1ポイント、「コメント」を2ポイント換算で集計し、上位10名の順位を決定すること。
- ④ 事業の効果測定・参加者分析の為、コンテストの参加には投稿後のアンケート回答を必須条件とすること。
- ⑤ 掲載店舗へのイベントに対する感想ヒアリング(イベント前後での来店者数の変化、店舗側からの今後の情報発信予定等)を行うこと。

(2) 特典について

- ① 参加者の投稿促進を促すため、クーポンブックを作成・配布し、Instagram 上に投稿した店舗からの特典進呈を設定すること。
- ② コンテストでは、上位10名に対して下記金額分の商品券を進呈すること。
1位…30,000円、2位…20,000円、3位…10,000円、4位…5,000円
5位…3,000円、6位…2,000円、7位～10位…1,000円
商品券にかかる経費は本契約に含まれることとする。

(3) クーポンブックの製作

イベントで使用するクーポンブックについては下記の内容を踏まえ、学生が手に取り参加した

くなるようなサイズ・デザイン・内容で受託者が製作し、掲載店舗への依頼及び掲載原稿確認等の連絡調整を行うこと。なお、納期限等、詳細については飯塚市と受託者で協議の上決定する。また、部数と納品場所については下記の通りとする。

① 部数:5,000部

《九州工業大学・近畿大学・近畿大学九州短期大学の生徒数分(令和6年度生徒数合計=4,279人)と、掲載店舗30箇所へ20部ずつお渡しする分(600部)と、予備…計5,000部》

② 納品:33箇所(九州工業大学・近畿大学・近畿大学九州短期大学と掲載店舗30店舗)

(4) インスタグラムを活用したフォトコンテストの開催

① フォトコンテストの企画

学生が参加したくなるような企画内容及びフォトコンテストのタイトルにすること。

「〇〇フォトコンテスト2024」

募集テーマ:お店の魅力を伝えられる写真

※クーポンブック掲載店に来店し撮影した魅力を感じさせる写真であること。

② フォトコンテスト事務局の運営

フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

a) 投稿要項の作成

※投稿要項には、下記注意事項を必ず明記すること。

- ・応募作品の著作権は応募者本人に帰属すること。
- ・応募者は主催者に対して、応募作品を飯塚市の広報媒体等において、飯塚市の魅力発信等の目的で使用することを許諾するものとする。
- ・投稿者が人物や他の方の所有物を被写体にする際、撮影の許可を得ることに加え、コンテストに応募する旨、各種媒体等で使用される可能性がある旨も説明し、承諾を得ること。
- ・応募写真に関して、被写体の所有者または人物とのトラブル・損害、著作権侵害や肖像権侵害など法律上の問題が発生した場合などについて、飯塚市は一切その責任を負わないこと。
- ・その他撮影マナー、ルールに関すること等

b) 投稿写真のデータ及び投稿者の個人情報の管理

c) 入賞者との連絡調整、入賞者への賞品の発送

d) 本コンテスト全体の投稿写真数の随時報告

e) 投稿作品の集計、入賞者発表

f) 入賞作品の本人確認作業

③ ウェブページの製作

学生が参加したくなるような本コンテストに関するウェブページを以下のとおり構築すること。

- a) 本コンテストの特設ページ(以下、「特設ページ」という。)
- b) 本コンテストの結果を掲載したページ

特設ページには以下の情報を掲載すること。

- a) 開催概要
- b) 募集テーマ
- c) 入選者への賞品内容
- d) 投稿要項
- e) アンケートフォーム

※アンケートフォームは<Instagram のアカウント名><職業(学生の場合は学校名)><年代><コンテストに対する感想>の4項目で構成すること。

(5) イベントのPR

参加者増加促進のため、本事業を市内3大学へ周知することを目的にPRを行うこと。また、同様のイベントに参加したことのある人が多く利用すると想定される様々なツールを利用し、市内3大学における広報を強化すること。

- ① 大学生が参加したくなるメッセージ性かつ話題性のあるキャッチコピーを記載したポスター(3大学掲示用で計30枚)を作成すること。
 - ② 店舗へ設置するPOP(各店舗へ1枚ずつ計30枚)を作成すること。
 - ③ SNS 広告の実施(20代に向けたターゲティング広告に設定し、フォトコンテスト開始前からフォトコンテスト期間中に計6回以上)
様々なツールを活用して、ターゲット層に対し広告配信と運営管理を行うこと。なお、飯塚市の公式アカウントは使用できないものとする。
- a) 本業務で使用する広告素材等を企画・製作する。
広告素材等の企画・製作に必要な素材は、受託者が撮影または準備すること。
 - b) 受託者は、修正可能な段階で、広告媒体の審査等を受け、広告素材等に修正を求められた場合は、受託者の責任により修正をすること。また、修正に要した経費は受託者が負担すること。
 - c) 広告素材等の製作に必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとし、すべての手配は受託者が行うこと。
 - d) 最終的な広告素材等のデザイン・記事等は飯塚市と受託者が協議したうえで決定する。
 - e) 広告の出稿にあたっては、順守すべき各種規定等を事前に調査し、それらを踏まえること。また、必要な各種申請手続き等、一切の業務を受託者が行うこと。
 - f) 広告配信に必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとし、すべての手配は受託者が行うこと。
 - g) 学生年代の20代をターゲットに飯塚エリアを中心にセグメントした広告を配信すること。
 - h) 最終的な広告配信期間等の詳細については、飯塚市と受託者が協議したうえで決定する。

- i) 実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数(率)、シェア、いいね数、コメント数・内容等の結果を集約し検証・分析を行うこと。
 - j) 受託者は、コンテストにおいて「#飯塚市」の投稿1万件増加の目標達成に向けた施策を講じること。
- ④その他有効な広告

(6) 入賞者発表及び賞品発送

- ① 入賞者はウェブページにて発表すること。
- ② 入賞者への通知はInstagramのダイレクトメッセージで行うこと。
- ③ 賞品発送の為、入賞者にはInstagramのダイレクトメッセージにて<住所><氏名><電話番号>を徴取すること。
- ④ 聴取した個人情報 は 厳重に取り扱うこと。

(7) 受託業務の運営管理

- ① イベント実施期間中において、参加者対応等、飯塚市との窓口となる進行管理者を選定し、飯塚市との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。
- ② イベントに関わる製作物等の設置・保守・撤去は、受託者の責任で行うこと。設置に当たっては、各種法令を遵守し、必要に応じて所有者の許可を得ること。
- ③ 設置物の定期的な保守・点検を行い、破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。
- ④ 本イベントの参加者数を把握し、データをまとめて適宜情報提供すること。
- ⑤ イベントに関わる製作物等の設置場所との連絡・調整については、飯塚市と調整の上受託者において行うこと。

6. 従事作業員

- (1) 受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2) 受託者は、従業員に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

7. 業務計画

受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、飯塚市に提出するものとする。

8. 提出物

受託者は、本業務の成果物として、次のものをデータ及び書面で提出するものとする。

- (1) 各種製作物一式(ウェブページのデータを含む)
- (2) 業務完了報告書及びアンケート集計

9. 提出物等の帰属

- (1) 受託者は、受託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物(中間成果物を含む)の著作権(著作権法第27条・28条を含む一切の権利)については、すべて飯塚市へ譲渡するものとし、成果物等の著作権および使用权は飯塚市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、飯塚市が成果物等を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、飯塚市の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

10. 保証等

- (1) 受託者は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害してはいないことを保証する。
- (2) 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、受託者の責任と費用において解決する。

11. 個人情報の取扱い

別紙特記事項のとおりとする。

12. 支払い方法

業務完了後履行内容を担当者が検査し、合格後に受託者からの正当な請求に基づき、請求書受領後 30 日以内に一括払いするものとする。

13. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度飯塚市と受託者が協議をし、決定すること。
- (2) 受託者は、業務を通じて知り得た事項について、その一切を第三者に漏らし、または利用してはならない。
- (3) 本業務に係る事故が生じたときは、受託者は速やかにその状況を飯塚市に報告しなければならない。

14. 担当者 飯塚市経済部商工観光課商工係 本松、藤井、棚町